

西南杜の湖畔公園エントランス広場
便益施設設置管理

事業者募集要項

平成 26 年 7 月 28 日

福岡市

目次

第1	事業の概要	1
1	事業の目的	1
2	事業対象地	2
3	業務内容	2
4	便益施設の種類	2
5	設置管理許可	2
6	設置管理許可の対象	3
7	期間	3
8	事業のスケジュール	3
第2	事業条件	5
1	事業用地の詳細	5
2	便益施設の条件	5
3	事業用地の条件	6
4	施設設置使用料等	8
5	保証金	9
6	市への報告事項	9
7	設置管理許可の取り消し及び事業期間終了時の対応	9
8	法令の遵守等	9
第3	応募	10
1	応募者の資格要件	10
2	応募者の制限	10
3	複数応募の禁止	10
4	構成員の変更	11
5	応募に関する留意事項	11
第4	応募手続き等	12
1	選定のスケジュール	12
2	募集要項等の配布	12
3	募集要項等に対する質問・回答	12
4	応募書類の受付	13
第5	選定プロセス	14
1	選定方法	14
2	評価の視点	14
3	結果の公表	15

第6	契約等に関する事項.....	15
1	提案の内容修正	15
2	協定の締結等	15

添付資料

- ・ 西南杜の湖畔公園（位置図，全体平面図）
- ・ 事業用地図面
- ・ 事業用地整備後イメージパース
- ・ 利用者数の推移（施設別月別利用者実績）
- ・ 様式集
- ・ 協定書（案）

第1 事業の概要

1 事業の目的

(1) 公園の概要

西南杜の湖畔公園は、福岡市中心部より西南に約6kmの市街化が進む住宅地に位置し、貴重な照葉樹林地や溜池が残るオープンスペースである。

これらの自然環境を保全・活用し、多様な自然体験ができる場・スポーツ・レクリエーション活動の場を提供し、福岡市の西南部地域における広域圏からの利用を想定した「湖畔の緑地や生き物と共生するスポーツ・コミュニティ公園」をコンセプトとする総合公園であり、公園面積は19.2haである。

ジョギングコース、遊歩道、芝生広場、管理事務所などを有する本公園は、福岡市地域防災計画において広域避難場所として位置付けられており、大規模な災害時には最終的な避難場所となる。

また、平成24年度に花市場（季節の花苗を格安にて販売）や、植物観察会、どんぐり工作教室などの体験イベントや、テニススクール、少年サッカースクールなどのスポーツ教室、グランドゴルフや少年ソフトボール、少年サッカー大会などのスポーツ大会を開催している。

管理運営については、指定管理者制度を導入しており、現在は九州林産株式会社（平成23年4月1日から平成28年3月31日まで）が管理を行っている。

<公園管理事務所の営業時間>

時期	営業時間
4月1日～9月30日まで	午前9時から午後7時まで
10月1日～3月31日まで	午前9時から午後5時まで

※ただし、12月29日から1月3日までは、公園管理事務所及び有料公園施設は営業していない。

<施設概要>

施設	施設数	利用料金
軟式野球場	1面	2時間：一般3,000円、生徒1,500円
多目的球技場	1面	2時間：一般3,600円、生徒1,800円
テニス場	4面	1時間1面：一般800円、生徒400円

(2) エントランス広場の設置目的・経緯

幹線道路とのアクセスの向上、公園の視認性の向上、防災機能の向上等を目的に、幹線道路に接する区域を拡張し、入口広場、便益施設、プロムナード、駐車場から

なるエントランス広場を設置することとした。

(3) 便益施設設置の目的及び便益施設に期待する事項

- ・公園利用者の利便性向上（飲食や公園利用者が利用する商品の提供など）
- ・公園の賑わい創出（指定管理者と連携したイベント開催など）
- ・公園の価値や魅力，視認性の向上（公園の景観を向上させるデザインなど）
- ・公園の維持管理への貢献（公園の日常清掃や公園内での花壇づくりなど）
- ・地域の防犯・防災性向上への貢献
（通常時における，「子ども 110 番の家」や防犯パトロールへの協力，防犯カメラの設置など。災害時における，飲料水や食料等の提供，緊急電源の提供，トイレの解放，災害情報等の提供など）
- ・上記のほか，公園利用者のサービス向上に資すること（子育て，健康づくりなど）

2 事業対象地

西南杜の湖畔公園 エントランス広場（詳細は添付資料「西南杜の湖畔公園 位置図，全体平面図」及び「事業用地図面」参照）

3 業務内容

公園利用者の利便を向上させるための便益施設の設置及び管理・運営

4 便益施設の種類

飲食店又は売店とする。

ただし，「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第 2 条に該当するものを除く。

- ◇ 飲食店の例：カフェ等の喫茶や軽食店，レストランなど
- ◇ 売店の例：コンビニエンスストアなど

5 設置管理許可

本公募型プロポーザルは，事業者候補者を選定するために行う。

福岡市は，公募により選定した事業者候補者と，協定書を締結の上，細目協議を行う。協議成立後，福岡市は事業者に対し，都市公園法第 2 条に基づく公園施設としての便益施設の設置管理許可（都市公園法第 5 条，福岡市公園条例第 11 条～15 条に基づく）を与える。

事業者は設置管理許可に基づき，自らの負担において，便益施設を設置管理・運営し，福岡市公園条例第 14 条に基づく使用料（1 月 1 m²当たり 900 円）を市に支払う。

6 設置管理許可の対象

福岡市は、事業者候補者となった団体（グループで応募の場合は代表の団体）に対し、事業用地に係る部分について設置管理許可を与える。

福岡市公園条例第 19 条により、事業者は、設置管理許可の権利を他人に譲渡すること、転貸することはできない。

なお、設置管理許可の権利とは、便益施設を運営する包括的な権利であり、福岡市の了承のもと、グループで応募の場合の共同企業体内の他団体に利用させることは、上記の禁止事項にはあたらない。

7 期間

設置管理許可の期間は、10 年以内とする。具体的な期間は、事業者候補者と公園管理者で協議し、決定する。

事業者の運営に問題がなく、かつ事業者が便益施設運営の継続を求める場合は、期限の 6 か月前までに福岡市と協議のうえ、再度設置管理許可申請を行い、設置管理許可を受けることが出来る。この場合、許可期間は 3 年以内とし、更新は最大 4 回までとする。

8 事業のスケジュール

本事業は平成 27 年 4 月の便益施設オープンを予定している。

事業の実施に当たっては、事業者の設置する便益施設の整備と平行して、福岡市は公園施設の整備を行う。福岡市は事業者と緊密に調整を行いつつ、事業を進める。

具体的には以下のスケジュールを予定している。

- ・平成 26 年 9 月中旬に事業者候補者を選定する。
- ・事業者候補者選定後、福岡市は本公募において選定された事業者候補者と細目協議を行い、速やかに本事業の基本的事項を定めた協定を締結する。事業者候補者と協議が整わない場合は、選定プロセスにおいて次点となった応募者と協議を行う。
- ・平成 26 年 10 月末を目処に市は、調整後の案に基づき、事業者候補者に対し、公園施設の設置管理許可を与える。
- ・平成 26 年度後半に事業者は便益施設の設計・工事等を行い、平成 27 年 3 月までに完了させる。また、福岡市も平成 27 年 3 月までに公園整備工事を終了させる。
- ・平成 27 年 4 月に、公園部分、便益施設部分を合わせて、エントランス広場の供用を開始する。

第2 事業条件

1 事業用地の詳細

事業用地の詳細は以下のとおりである。

住所	福岡市城南区七隈6丁目
面積	約 200 m ²
建築可能面積	約 200 m ²
用途地域	第2種住居地域

2 便益施設の条件

- ① エントランス広場は公園の入口に位置することから、便益施設についても、公園利用者へのサービス向上、公園のブランドイメージ向上に資する施設の設置を目的としている。

なお、公募においては、民間事業者の持つノウハウを最大限活用するべく、幅広い提案を期待するが、公園施設に該当しない施設、公園への設置がふさわしくない施設の提案は認めない。
- ② 事業者は、設置場所が公園区域内であることに鑑み、取り扱うメニューや商品については、公園利用者が利用するものを主体とし、価格については利用し易い価格とすること。詳細は、福岡市の承認を得ることとする。ただし、福岡市は近傍同種の施設のメニューや商品、価格等と比較し、また、公園施設という趣旨に鑑み、不当なものでない限りは承認することを想定している。
- ③ 事業者は、設置場所が公園区域内であることに鑑み、便益施設及びその周辺が公園利用者にとって常に快適な空間となるように努めるものとする。
- ④ 事業者は、本公園が地域に親しまれる公園となるよう、便益施設の運営に当たっては積極的に地域貢献を行うこと。
- ⑤ 各種イベントや大会等が公園内で行われる場合、動線の確保等について、福岡市及び指定管理者の指示に従い、協力をする事。
- ⑥ 本公園は、広域避難場所として位置付けられており、災害時においては、支援活動や最終的な避難場所となるため、緊急時における物資の提供への協力などを行うこと。

また、災害時の営業活動については、福岡市の指示に従うものとする。

3 事業用地の条件

(1) インフラ

事業用地のインフラについては、下記のとおりである。

種類	対応
上下水道	福岡市において、事業用地まで整備するので、以降は事業者により接続すること。上水道は管径 25mm，下水道は管径 125mm を想定しているが、事業者の提案を踏まえ、その管径、事業用地への引き込み位置等の詳細については、市と事業者で協議し、変更することが出来る。
電気	事業者の負担により、整備すること。
ガス	福岡市では都市ガスを整備しない。必要があれば、事業者でプロパンガスを準備し、対応すること。
電話	事業者で対応すること。

(2) 駐車場

本施設が占有できる駐車場はない。福岡市は、事業用地の隣接地に、公園利用者向けの駐車場として、既存の西南杜の湖畔公園第2駐車場を再整備する予定であり、便益施設の利用者も同駐車場を利用することができる。

西南杜の湖畔公園第2駐車場について、現時点での想定事項は以下のとおりであるが、詳細については事業者候補者と協議の上、決定する。

【概要】

- ・規模は普通自動車で 52 台分程度（うち 2 台分は障害者対応）である。
- ・同駐車場で公園の利用を目的とする大型バスの受け入れにも対応する。

【駐車場の使用料金】

- ・駐車場については平成 28 年度以降，出入口にゲートを設け，有料とする予定である。ただし，有料化の時期・方法・料金等の詳細については未定である。
- ・便益施設の利用者が駐車場を利用する場合にも駐車場の使用料金を支払うこととするが，その料金・支払い方法（無料券の購入等）については，事業者候補者と調整し，決定する。
- ・応募に当たっては，駐車場の使用料金は「1 時間あたり 100 円/台程度。ただし，15 分以内に出庫する場合は無料。」，「事業者は便益施設の利用者向けに駐車場無料券を福岡市より購入する」との前提のもと，応募書類を作成すること。

【駐車場の管理（有料化前）】

- ・ 駐車場は現在、指定管理者が出入口の施錠管理（4月～9月：9時～17時，10月～3月：9時～19時）を行っており，平成27年度以降も駐車場を有料化するまで（有料化に伴いゲートが設置されるまで）は，引き続き指定管理者が施錠管理を行うことを想定している。
- ・ そのため，便益施設が，指定管理者が出入口の施錠管理を行っていない時間帯も営業し，かつ，駐車場を使用する場合には，当該時間帯については，便益施設の事業者が施錠管理を行うことを想定している。なお，その際の施錠管理を行う時間については，便益施設の営業時間と同じとすることを想定しているが，駐車車両の閉じこめなどへの対応については指定管理者と連携する必要がある。詳細については，事業者候補者と協議して決定する。

(3) 入口広場

事業者は，福岡市が事業用地に隣接する位置に整備する入口広場に，広く公園利用者が利用するためのテーブル・ベンチ等を公園利用者の動線を阻害しない範囲で，指定管理者の同意の上，自らの負担で設置することができる。ただし，設置するテーブル・ベンチ等は，常設ではなく，便益施設の営業時間にあわせて，毎日，設置・撤去するものとする。

なお，設置するテーブル・ベンチ等を便益施設利用者専用とすることはできない。

(4) 都市計画道路清水干隈線（通称：福大通り）との関係

本事業用地と清水干隈線の間には駐車場を設けない。そのため，清水干隈線から直接，自動車でも本施設にアクセスするような動線の提案はできない。

(5) 便益施設の設計・デザインに関すること

- (a) 便益施設は平屋建てとし，建築基準法，都市公園法，福岡市公園条例，その他関係法令の規定に適合する常設の建築物とする。
- (b) 便益施設の設計は，本要項の趣旨に沿って行うものとし，設計・仕様・工事方法について福岡市と協議し，承認を受けること。
- (c) 便益施設の設置範囲は，庇，窓，扉，建物周辺に設けるデッキ等も含め，すべて配置計画図に示した区域内（約200㎡）に納めること。
- (d) 設備機器等は，屋外に露出することのないよう目隠しを設置するなど，景観への配慮を行うこと。
- (e) 便益施設の周辺には，景観を阻害する物（看板，のぼり等）を設置することはできない。
- (f) 便益施設や夜間照明等の配置については，死角や暗がりをつくらぬよう，公園

- の安全性に配慮し、外面する建具等についても透明又は開放的なものとする。
- (g) 便益施設及び外構には屋上・壁面緑化や植栽・花壇等を設置するなど、公園施設として相応しい景観に配慮した施設デザインの提案を期待する。特に、清水干隈線に面する側面は留意すること。
 - (h) 便益施設内の便所については、便益施設利用者のみならず、公園利用者が利用し易いものとする。
 - (i) 便益施設は、ユニバーサルデザインに配慮した設計にすること。
 - (j) 便益施設の壁面・屋根面は、公園施設として自然に馴染む素材及び色彩を使用すること。
 - (k) 便益施設壁面の常設サインは、屋号及びロゴ・マークのみとし、壁面になじむようにアクセント的に設けること。設置場所及びサイズは、福岡市と協議のうえ決定する。なお、建物の外壁などへの張り紙などは、福岡市公園条例で禁止しており出来ない。
 - (l) 便益施設壁面の常設サイン以外に公園区域内に施設のサインを設置する場合は、本公園の案内サインに共架するものとし、配置、デザイン等について福岡市と協議し、承認を受けること。
 - (m) 太陽光発電装置やLED照明など環境に配慮した設備の使用に努めること。

(6) 営業時間

便益施設の営業時間について、特に制限はない。

ただし、周辺に数多く住宅があることを踏まえ、夜間や早朝に大きな音を出さない、過度な照明は行わない等の配慮を行うこと。

参考：公園管理事務所の営業時間

4月1日から9月30日までは、午前9時から午後7時まで、

10月1日から3月31日までは、午前9時から午後5時まで

4 施設設置使用料等

施設設置使用料は福岡市公園条例施行規則第9条及び別表第6により、1㎡あたり月900円とする。

使用料の発生時期は、本施設の開業時期とする。初年度分の使用料は開業日までに徴するものとし、次年度以降の使用料は毎年度4月30日までに徴収するものとする。また、施設設置管理許可申請時（更新時を含む）には、申請手数料として6,200円を徴収する。

なお、事業用地の一部を使用しない提案（例えば、200㎡のうち150㎡のみ使用する）も認める。その場合には、使用する面積分の使用料を課すこととする。

5 保証金

事業者は、事業に先立ち保証金を市に預託するものとする。保証金は、使用料の3ヶ月分とする。

保証金は、事業者に未払い債務がある場合や原状回復が必要にもかかわらず事業者が原状回復をせずに退去した場合などに使用するものとし、設置管理許可期間終了にともない、土地の返還が完了した後に、預託した保証金から、市に対する未払い債務等を差し引いた金額を事業者に返還する。ただし、保証金に利子は付さない。

6 市への報告事項

事業者は毎月、福岡市に対し事業報告を行うこととする。また、事業者は、事業年度の終了後30日以内に、事業年度の報告書を作成し、福岡市に提出することとする。

報告の内容・書面等の詳細については、事業者と協議の上、決定するが、福岡市としては、利用者数、売上、地域貢献の実績等について報告を受けることを想定している。

7 設置管理許可の取り消し及び事業期間終了時の対応

(1) 設置管理許可の取り消し

福岡市は都市公園法第27条及び福岡市公園条例第22条の規定により、便益施設の設置管理許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、原状回復を命ずることができる。

(2) 原状回復

福岡市が設置管理許可を取り消した場合、又は設置管理許可の期間終了後更新がなされなかった場合など、便益施設が営業を終了するときには、速やかに事業者は自己の負担において、事業用地を原状回復することとする。ただし、次の設置管理を予定する者が建築物等の譲渡を希望する場合は、この限りではない。

事業者は、事業期間満了後又は事業者の責に帰すべき事由による使用許可取り消しに伴い退去する場合は、それを理由に損害の補填又は補償を請求することはできない。ただし、都市公園法第27条第2項の規定による処分により事業者に損失が生じた場合には、都市公園法第28条の規定に基づき、福岡市は損失を補償するものとする。

8 法令の遵守等

事業者は事業実施に際し、関係する法令を遵守すること。

また、事業の実施に当たり必要な許認可の取得や手続きについては、事業者の負担により実施するものとする。

第3 応募

1 応募者の資格要件

法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

- ・個人での応募はできない。
- ・複数の団体により構成されるグループ（以下「グループ」という。）で応募することができる。この場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表構成団体（他の団体は構成団体とする。）を定めること。
- ・団体応募者、またはグループで応募する場合は代表する団体（以下「応募者」という。）は、申請時点で福岡市内に事業所・事務所を置く団体に限る。

2 応募者の制限

次に該当する団体は応募者となることができない。また、グループで応募する場合の構成団体となることもできない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者

(2) 次に掲げるものを団体又は代表者が滞納している場合

- ア 所得税
- イ 法人税
- ウ 消費税
- エ 地方消費税及び市税

(3) 団体又はその代表者が、次のいずれかに該当する者

- ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること
- イ 暴力団員が実質的に運営していること
- ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること
- エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること
- オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること

(4) 団体及びその代表者が、事業運営に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過しないもの

3 複数応募の禁止

- (1) 単独で応募した団体は、グループ応募の構成員となることはできない。
- (2) 応募した複数のグループにおいて、同時に構成員となることはできない。

4 構成員の変更

グループ応募の構成員の変更 グループ応募の場合、代表する団体及びグループを構成する団体の変更は原則として認めない。ただし、構成する団体については、業務遂行上支障がないと福岡市が判断した場合、変更を認めることがある。その場合には、福岡市は必要に応じ、事業者に書類の再提出等を求めることがある。

5 応募に関する留意事項

- ① 本件業務に従事する本件関係者に対し、本件応募についての接触を禁じる。接触の事実が認められた場合、失格になることがある。
- ② 提出された書類の内容を変更することはできない。(ただし、軽微な変更を除く。)
- ③ 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- ④ 応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。
- ⑤ 応募申請後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。
- ⑥ 応募に関して必要な費用は、応募者の負担とする。
- ⑦ 福岡市が提示する設計図書等の著作権は福岡市及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属する。なお、本事業において公表する必要がある場合、その他福岡市が必要と認めるときは、福岡市は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- ⑧ 福岡市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- ⑨ 福岡市が提供する資料等は、申請にかかわる検討以外の目的で使用若しくは、第三者に開示することを禁じる。
- ⑩ 申請書類は、福岡市情報公開条例(平成14年3月28日条例第3号)第2条第2号に定める公文書となるため、選定結果にかかわらず情報公開の対象となる。

第4 応募手続き等

1 選定のスケジュール

選定のスケジュールは下記を予定している。詳細については各項目に記載する。

項目	時期
募集要項等の配布	平成 26 年 7 月 28 日～9 月 5 日
募集に関する質問の受付	平成 26 年 7 月 29 日～8 月 15 日
募集に関する質問の回答	随時 (平成 26 年 8 月 20 日頃まで)
応募書類の受付	平成 26 年 9 月 1 日～9 月 5 日
プレゼンテーション及びヒアリング	平成 26 年 9 月中旬 (予定)
事業者候補者の決定 協定の締結	平成 26 年 9 月中旬 (予定)

2 募集要項等の配布

募集要項等は、下記の配信期間に、福岡市のホームページに掲載する。窓口での配布は行わない。

【HPアドレス】

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/ryokkasuishin/business/seinan-entrance.html>

【配布期間】 平成 26 年 7 月 28 日～9 月 5 日

3 募集要項等に対する質問・回答

募集要項等について質問がある場合は、様式 6「募集要項に関する質問書」を用い、以下の期間内に電子メールで送付すること。電話や来訪等口頭による質問は受け付けない。受け付けた質問については、随時 (平成 26 年 8 月 20 日頃まで)、市ホームページにおいて回答を掲載する。

【メールアドレス】 midorisuishin.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

【質問受付期間】 平成 26 年 7 月 29 日～8 月 15 日

4 応募書類の受付

(1) 受付期間・場所

応募書類は、提出期間に、下記の提出窓口まで持参すること。なお、郵送、FAX、電子メール等による提出は一切受け付けない。また、提出期限後における応募書類の変更及び追加は認めない。

書類に不備又は不足等があった場合は失格となる場合がある。

【提出期間】 平成 26 年 9 月 1 日 午前 11 時～9 月 5 日 午前 11 時
(提出期間中の休日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までの間のみ受付)

【提出窓口】 福岡市住宅都市局みどりのまち推進部みどり推進課
(福岡市役所 4 階)

福岡市中央区天神 1 丁目 8-1

TEL 092-711-4424 FAX 092-733-5590

(2) 応募書類

応募者は以下の書類を提出すること。

なお、各様式に記載する内容の詳細については様式集を参考すること。

書 類	規格	枚数	部数
様式 1 参加表明書	A 4	1 枚	1 部
様式 2 団体概要	A 4	1 枚	1 部
様式 3 事業実施方針	A 4	2 枚 以内	10 部
様式 4 施設計画	A 4	1 枚	10 部
様式 5 運営計画	A 4	2 枚 以内	10 部
任意様式 平面図	A 3	1 枚	10 部
任意様式 パース図	A 3	1 枚	10 部
任意様式 運営計画根拠資料	A 4	任意	10 部
任意様式 所得税、法人税、消費税、地方消費税及び市税の滞納がないことが分かる証明書等	—	—	1 部

※様式 1 及び様式 2 以外の書類については、全体に渡って提案者が特定できないようにすること。

第5 選定プロセス

1 選定方法

提出された応募書類，プレゼンテーション及びヒアリングの結果を踏まえ，庁内で設置される選定委員会が，各社の提案内容を審査・採点評価する。選定委員会では，最も点数の高かった応募者を事業者候補者として，2番目に点数の高かった応募者を次点候補者として選定する。

プレゼンテーション及びヒアリングの時期については，平成26年9月中旬を予定している。

2 評価の視点

評価は以下の視点に基づき行う。

項目	視点	配点
事業 実施 方針	【①事業の趣旨の理解，公園利用者の利便性向上】 ・事業の趣旨を理解しているか。 ・公園施設であることを踏まえた提案か。 ・公園利用者の利便性を向上させる提案か。	15
	【②公園の賑わい創出，公園の魅力向上】 ・指定管理者との連携，入口広場の活用の提案はあるか。 ・公園施設として公園の価値や魅力を高める事業等の工夫があるか。	10
	【③公園の維持管理】 ・公園の日常清掃や公園内での花壇づくりなど，公園の維持管理に関する貢献があるか。	5
	【④地域の防犯・防災性向上】 ・地域の防犯・防災性向上に対する提案があるか（通常時及び災害時）。 ・その他，地域への貢献や環境への配慮があるか。	15
	【①～④の他，公園利用者に対するサービス向上】 ・上記①～④の他，公園利用者のサービス向上に資する提案があるか。	5
施設 計画	【外観】 ・公園施設としてふさわしい外観になっているか。 ・公園のイメージ向上に資する外観か。	10
	【施設計画の適切性】 ・公園の視認性，安全性，ユニバーサルデザイン，動線等に配慮した計画か。	10
運営 計画	【事業の信頼性】 ・安定してサービスを供給できる体制か。 ・同種の事業の実績はあるか。	15
	【収支計画の適切性】 ・収支計画の信頼性はあるか。	15

3 結果の公表

事業者候補者については、平成26年9月中旬に決定する予定である。審査結果は応募者全員に文書にて通知するが、審査結果や内容に関する問い合わせには応じない。

なお、決定した事業者候補者については、福岡市ホームページにおいて公表する予定である。

第6 契約等に関する事項

1 提案の内容修正

事業者候補者が提案した内容は、これを確約するものではなく、必要に応じて修正等を求めることがある。

2 協定の締結等

(1) 協定の締結

事業者候補者と福岡市は、審査結果通知後速やかに、事業の基本的事項を定めた協定を締結する。

協定書（案）の主な内容は、別紙を予定している。

(2) 協定の解約

この協定や募集要項、関係法令、その他福岡市からの指示に従わない場合は、協定を解除する場合がある。

問い合わせ先

福岡市中央区天神1丁目8-1（福岡市役所4階）

福岡市 住宅都市局みどりのまち推進部 みどり推進課

TEL 092-711-4424 FAX 092-733-5590

E-mail : midorisuishin.HUPB@city.fukuoka.lg.jp